

北海道旅客鉄道株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請について（４回目）

1. 日 時

令和6年8月22日（木） 10：30～12：00

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

鉄道局：地主ＪＲ担当室長、栗原旅客輸送業務監理室長ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 波々伯部、高崎、藤澤、増田、藤間

4. 議事概要

- 鉄道局から、北海道旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ北海道」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に係る前回までの審議における委員からの質問事項及びパブリックコメントの結果について、説明があった。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 今回の運賃値上げについては、2019 年の中期経営計画の策定時には想定できなかった新型コロナウイルスの感染拡大や物価高騰などの影響を受けたことが理由として挙げられているが、これによる影響額のうち、運賃値上げによる増収額である約 40 億円が自助努力だけでは対応しきれない部分ということになるのか。
 - ② ＪＲ北海道単独では解決が困難な課題の一つである「貨物列車との共用走行問題の解決による北海道新幹線の高速化」は、札幌延伸に向けて関係者で議論しているという理解でよいか。
 - ③ 青函トンネルに関して、現在鉄道・運輸機構で負担しているのは更新費用だと承知しているが、経営自立のためには、日常の維持管理にかかるコストを誰が負担するかを解決する必要があると考えるが、この点についてはどのような議論になっているのか。国家的インフラである青函トンネルは他のトンネルと異なり、長大海底トンネル特有の設備も多数設置されていることから、黄線区と同様に維持管理について抜本的な議論が必要だと考える。

- ④ 黄線区を維持する仕組みについて、2031 年までに課題を解決するためには早急に各自治体との協議を進めていく必要があるところ、具体的にどのような取組を行っているのか。黄線区でも線区によって状況が異なり、全ての線区で同様に協議を進めることはできないと思う。
- ⑤ 黄線区について、場合により路線を廃止するという可能性はあるのか。また、議論の中では、地域の方々が費用や労力を負担することも含めて検討しているのか。
- ⑥ 赤・茶線区についての対応状況はいかがか。
- ⑦ パブリックコメントに対する回答として、「北海道という広大な事業エリアであまねく公平にご意見を承る対話の場を設けることは、時間的、物理的に困難であると考えている」とあるが、これまでに J R 北海道が地域住民の声を直接聞く機会を設けたことはあるのか。最終的には利用者が運賃値上げを受け入れ、それでも利用したいと思うかどうかということだと思うので、地域の方の声は重要だと受け止めていただきたい。

等について、意見・質問があった。

○ これに対し、鉄道局からは、

- ① 概ねご指摘のとおりであり、新型コロナウイルスの感染拡大による減収や今後も見込まれる物価高騰による費用の増加について自助努力により対応することとしているが、不足する部分について、利用者に負担を求めるものになっている。
- ② J R 北海道と関係者が議論を進めていると認識している。
- ③ 青函トンネルの維持管理等、様々な課題があり、全体としてどのように課題に取り組んでいくのかを議論している。
- ④ 路線が主に観光として利用されているのか、生活交通として利用されているのかといった点も含め、線区によって状況が異なる点をご指摘のとおり。例えば利用促進については、様々な種類の観光列車の運行や、それらの運行日の増加など、地域の方と相談しながら一緒に取り組んでいる。引き続き、線区の特性に応じた取組を進めてもらいたいと考えている。
- ⑤ 地域の方々の意向を踏まえながら議論を進めており、例えば、駅舎管理を自治体に依頼している駅もあるなど、地域の方々の負担も含めて様々な工夫を行っている。J R 北海道は特に除雪費用が膨大であり、自治体の協力によりその分コストを下げられるといったことも含め、一つ一つ模索していくものである。
- ⑥ 赤・茶線区については、すべての線区で廃止の合意がなされており、順次廃止され、残る線区の深川・石狩沼田間についても、2 年後までには廃止される予定になっているが、廃止後の足の確保について地域の方々と調整がなされているところである。
- ⑦ 一般的に地域住民の声を直接聞く機会は設けていないが、利用者の声は J R 北海道のホームページなどで受付けており、会社内で関係部署にも共有されている

ところである。
等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。